

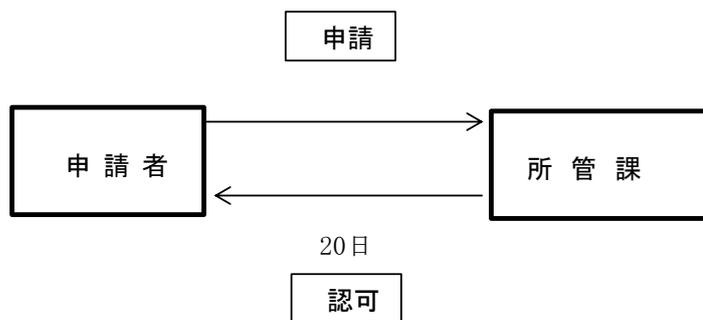
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 11

処 分 名	社会福祉連携推進法人の定款の変更認可	
処 分 の 概 要	社会福祉連携推進法人の定款変更認可を行う。	
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)	
条 項	第139条第1項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標準処理期間	計	20日
判断基準	社会福祉法第139条第2項に基づき、判断する。	
<p>【根拠法令等】</p> <p>社会福祉法 第139条第1項 定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、社会福祉連携推進認定をした所轄庁(以下この章において「認定所轄庁」という。)の認可を受けなければ、その効力を生じない。 第2項 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。</p> <p>社会福祉法施行規則 第40条の13第1項 社会福祉連携推進法人は、法第百三十九条第一項の規定により定款の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の条項及びその理由を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して認定所轄庁に提出しなければならない。 一 定款に定める手続を経たことを証明する書類 二 変更後の定款 第2項 前項の認可申請書類には、副本一通を添付しなければならない。 第3項 法第百三十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 事務所の所在地 二 社会福祉連携推進認定による法人の名称の変更 三 公告の方法</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。